

## 積算基準及び歩掛表(その1)

工 種 名	第 I 編 総則 第2章 工事費の積算 ①直接工事費 (I-2-①-1)	
	旧	新
	<h3 style="margin: 0;">第 2 章 工事費の積算</h3> <p style="margin: 0;">① 直接工事費 (建地- I)</p> <p style="margin: 0;">1. 材 料 費</p> <p style="margin: 0;">材料費は、工事を施工するために必要な材料の費用とし、その算定は次の(1)及び(2)によるものとする。</p> <p style="margin: 0;">(1) 数 量 数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実状に即して加算するものとする。</p> <p style="margin: 0;">(2) 価 格 価格は、原則として、入札時における市場価格とし、消費税相当分は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位あたりの価格を設計単価といい、設計単価は、物価資料等を参考とし、買入価格、買入に要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とするものとする。 支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、設計時の類似品価格とする。 なお、設計単価は、物価資料（「建設物価」、「積算資料」をいう）、特別調査又は見積等をもとに、原則として下記により決定するものとする。</p> <p style="margin: 0;">1) 「設計単価表」による。 設計単価表に単価が設定されている場合は、これを積算に用いる単価とする。</p> <p style="margin: 0;">2) 1)の方法により難しい場合、「物価資料」による。 単価の決定方法は、物価資料に掲載されている実勢価格のうち安値を採用する。 ただし、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。 公表価格として掲載されている資材価格は、メーカー等が一般に公表している販売希望価格であり、実勢価格と異なるため、積算に用いない。</p> <p style="margin: 0;">3) 1)及び2)の方法により難しい場合は、特別調査によって決定することを原則とする。 決定方法は、調査会の価格を採用する。</p> <p style="margin: 0;">4) 1)、2)及び3)の方法により難しい場合は、見積りによって決定するものとする。 見積りを徴収する場合は、平成22年2月2日付21建企第504号「見積価格の取扱いについて及び平成22年3月19日付21建企第612号「見積価格の取扱いについて訂正及び補足説明について」によるものとする。</p> <p style="margin: 0;">2. 労 務 費</p> <p style="margin: 0;">労務費は、工事を施工するために必要な労務の費用とし、その算定は次の(1)及び(2)によるものとする。</p> <p style="margin: 0;">(1) 所要人員 所要人員は、原則として、現場条件及び工事規模を考慮して工事ごとに査定するが、一般に過去の実績及び検討により得られた標準的な歩掛りを使用するものとする。</p> <p style="margin: 0;">(2) 労務賃金 労務賃金は、労働者に支払われる賃金であって、直接作業に従事した時間の労務費の基本給をいい、基本給は、「設計単価表」の労務単価等を使用するものとする。 基準作業時間外の作業及び特殊条件により作業に従事して支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は、従事した時間及び条件によって加算するものとする。</p> <p style="margin: 0;">(3) 夜間工事の労務単価 次に掲げる場合は、以下の通り労務単価の割増しを行うものとする。</p> <p style="margin: 0;">1) 通常勤務すべき時間帯(8h～17h)を越えて、作業を計画する場合は以下とする。 (イ) 深夜時間(22h～5h)については、深夜時間外割増し(基準額×割増対象賃金比×1.50)とする。 (ロ) 上記(イ)以外の通常勤務すべき時間帯(8h～17h)を超えた時間帯は時間外割増し(基準額×割増対象賃金比×1.25)とする。 なお、休憩は超過勤務4時間を超えるごとに30分の休憩を与えるものとする。</p> <p style="margin: 0;">2) 2交替、3交替を計画する場合、所定労働時間(実働時間8h+休憩時間1h)内は、基準額とする。その内、深夜部分(22h～5h)にかかる時間帯は、深夜割増し(基準額×割増対象賃金比×0.25)を加算するものとする。 ただし、2交替の場合にあって、所定労働時間を越える場合は、時間外割増し(基準額×割増対象賃金比×1.25)、及び深夜時間外割増し(基準額×割増対象賃金比×1.50)を加算する。〔例-1〕、〔例-2〕</p> <p style="margin: 0;">3) 現場条件により、やむを得ず、通常勤務すべき時間帯(8h～17h)をはずして作業を計画する場合は、次による。〔例-3〕 (イ) 所定労働時間内で17h～20h及び、6h～8hにかかる時間帯は、基準額とする。 (ロ) 所定労働時間内で20h～6hにかかる時間帯は基準額に1.5を乗ずる。 ただし、作業開始から所定労働時間内までとし、所定労働時間を越えた時間帯については、前の1)項による。</p>	<h3 style="margin: 0;">第 2 章 工事費の積算</h3> <p style="margin: 0;">① 直接工事費 (建地- I)</p> <p style="margin: 0;">1. 材 料 費</p> <p style="margin: 0;">材料費は、工事を施工するために必要な材料の費用とし、その算定は次の(1)及び(2)によるものとする。</p> <p style="margin: 0;">(1) 数 量 数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実状に即して加算するものとする。</p> <p style="margin: 0;">(2) 価 格 価格は、原則として、入札時における市場価格とし、消費税相当分は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位あたりの価格を設計単価といい、設計単価は、物価資料等を参考とし、買入価格、買入に要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とするものとする。 支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、設計時の類似品価格とする。 なお、設計単価は、物価資料（「建設物価」、「積算資料」をいう）、個別特別調査又は見積等をもとに、原則として下記により決定するものとする。</p> <p style="margin: 0;">1) 「設計単価表」による。 設計単価表に単価が設定されている場合は、これを積算に用いる単価とする。</p> <p style="margin: 0;">2) 1)の方法により難しい場合、「物価資料」による。 (イ) 単価の決定は、物価資料（「建設物価」、「積算資料」）に掲載されている実勢価格を平均し、単価の有効桁の大きい方の桁を決定額の有効桁とする。ただし、大きい方の有効桁が3桁未満のときは、決定額の有効桁は3桁とする。また、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。</p> <p style="margin: 0;">(例) 1) 単価の有効桁数の大きい方を有効桁とする場合 建設物価 33,500円(有効桁3桁) 積算資料 34,000円(有効桁2桁) 平均額 33,750円 決定額 33,700円(有効桁3桁、4桁以降切り捨て)</p> <p style="margin: 0;">(例) 2) 単価の有効桁数が3桁未満のために3桁を有効桁とする場合 建設物価 560円(有効桁2桁) 積算資料 570円(有効桁2桁) 平均額 565円 決定額 565円(最小有効桁3桁、4桁以降切り捨て)</p> <p style="margin: 0;">(ロ) 公表価格として掲載されている資材価格は、メーカー等が一般に公表している販売希望価格であり、実勢価格と異なるため、積算に用いる単価としない。 ただし、公表価格で、割引率(額)の表示がある資材は、その割引率(額)を乗じた(減じた)価格を積算に用いる単価とする。</p> <p style="margin: 0;">3) 1)及び2)の方法により難しい場合は、個別特別調査によって決定することを原則とする。 決定方法は、調査会の価格を採用する。</p> <p style="margin: 0;">4) 1)、2)及び3)の方法により難しい場合は、見積りによって決定するものとする。 (イ) 見積りを徴収する場合は、形状寸法、品質、規格、数量及び納入場所、見積り有効期限等の条件を必ず提示し、見積り依頼を行う。 なお、見積価格は実勢取引価格であることを確認する。</p> <p style="margin: 0;">(ロ) 見積りは、原則として3社以上から徴収する。</p> <p style="margin: 0;">(ハ) 積算に用いる材料単価の決定方法は、異常値を除いた価格の平均価格とする。 ただし、見積書の数が多い場合は、最頻度価格を採用する。</p> <p style="margin: 0;">2. 労 務 費</p> <p style="margin: 0;">労務費は、工事を施工するために必要な労務の費用とし、その算定は次の(1)及び(2)によるものとする。</p> <p style="margin: 0;">(1) 所要人員 所要人員は、原則として、現場条件及び工事規模を考慮して工事ごとに査定するが、一般に過去の実績及び検討により得られた標準的な歩掛りを使用するものとする。</p> <p style="margin: 0;">(2) 労務賃金 労務賃金は、労働者に支払われる賃金であって、直接作業に従事した時間の労務費の基本給をいい、基本給は、「設計単価表」の労務単価等を使用するものとする。 基準作業時間外の作業及び特殊条件により作業に従事して支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は、従事した時間及び条件によって加算するものとする。</p>

### 積算基準及び歩掛表(その3)

工種名	第4章 市場単価 第1節 総則 1. 市場単価の調査方法及び決定方法(4-1-2)	
	旧	新
	<p><b>1-4 市場単価の公表</b></p> <p>1) 本積算基準に適用する市場<b>価格</b>は、(財)経済調査会発行の季刊「土木施工単価」および(財)建設物価調査会発行の季刊「土木コスト情報」に掲載されている<b>安値</b>を採用する。ただし、一方の資料のみに掲載されている品目については、掲載されている価格とする。</p> <p><b>1-5 用語の定義</b></p> <p>1) 「市場単価」とは、標準市場単価に施工規模等の補正係数で補正された後の単価をいう。</p> <p>2) 「標準市場単価」とは、「土木施工単価」および「土木コスト情報」に掲載されている標準的施工における調査単価をいう。</p>	<p><b>1-4 市場単価の公表</b></p> <p>1) 本積算基準に適用する市場<b>単価</b>は、(一財)経済調査会発行の季刊「土木施工単価」および(一財)建設物価調査会発行の季刊「土木コスト情報」に掲載されている<b>価格の平均値</b>を採用する。ただし、一方の資料のみに掲載されている品目については、掲載されている価格とする。</p> <p><b>1-5 用語の定義</b></p> <p>1) 「市場単価」とは、標準市場単価に施工規模等の補正係数で補正された後の単価をいう。</p> <p>2) 「標準市場単価」とは、「土木施工単価」および「土木コスト情報」に掲載されている標準的施工における調査単価をいう。</p>

## 調査・設計業務委託積算基準及び歩掛表

工 種 名	第2章 積算基準 第1節 積算基準 1-6 物価資料掲載品による材料単価の決定方法について(2-6)	
	旧	新
	<p>1-6 物価資料掲載品による材料単価の決定方法について（県）            決定方法は、物価資料に掲載されている価格の安値を採用する。ただし一方の資料にしか掲載のないものについては、一方の資料でよい。</p> <p>1-7 精度管理費係数の適用（国基）            精度管理費係数は、測量作業種別毎に適用することを原則とする。但し、空中写真測量における空中三角測量を使用する場合は、同時に使用する数値図化における同一縮尺の係数を適用するものとする。</p> <p>1-8 諸経費率等の扱い            1-8-1 諸経費率等の適用            (1) 諸経費率の適用については、測量業務、地質調査業務及び設計業務等のそれぞれの積算基準等に示すとおりである。例えば、測量業務と設計業務等を合併して積算し、発注する場合は各々の諸経費率等で算出し、合計して業務価格とする。            (2) 標準歩掛が適用できない業務を積算する場合は、当該業務に従事する技術者に適用される諸経費率を用いるものとする。（他の業務の積算基準に示されている諸経費率は適用できない。）            例えば、測量技術者を用いて積算した場合は、必ず測量業務の積算基準に示されている諸経費率等を用いることとする。</p> <p>1-8-2 公益法人等と契約する場合            公益法人等と随意契約する場合又は公益法人等のみを指名、もしくは公募条件とする場合の諸経費は、測量業務においては直接測量費（成果検定費を除く）、地質調査（解析等調査）においては対象額（直接調査費＋間接調査費）に諸経費率を乗じて得た額の90%を限度として算定する。</p> <p style="margin-left: 20px;">測量業務 諸経費＝直接測量費（成果検定費を除く）×諸経費率×90/100            地質調査 諸経費＝対象額（直接調査費＋間接調査費）×諸経費率×90/100</p> <p>（注）公益法人等は、次のものをいう。            (1) 一般社団法人又は一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人とする。            (2) 旧民法第34条の規定により設立された社団法人又は財団法人であって、平成20年12月1日現在、現に存する法人であって、新制度の移行の登記をしていない法人（特例社団法人又は特例財団法人）</p> <p>1-8-3 近接して発注する場合            測量業務及び地質調査業務において、近接して業務を発注する場合においても諸経費の調整は行わない。</p>	<p>1-6 物価資料掲載品による材料単価の決定方法について（県）            単価の決定は、物価資料（「建設物価」、「積算資料」）に掲載されている実勢価格を平均し、単価の有効桁の大きい方の桁を決定額の有効桁とする。ただし、大きい方の有効桁が3桁未満のときは、決定額の有効桁は3桁とする。また、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。</p> <p>〈例〉1）単価の有効桁数の大きい方を有効桁とする場合            建設物価 33,500円（有効桁3桁） 積算資料 34,000円（有効桁2桁）            平均額 33,750円            決定額 33,700円（有効桁3桁、4桁以降切り捨て）</p> <p>〈例〉2）単価の有効桁数が3桁未満のために3桁を有効桁とする場合            建設物価 560円（有効桁2桁） 積算資料 570円（有効桁2桁）            平均額 565円            決定額 565円（最小有効桁3桁、4桁以降切り捨て）</p> <p>1-7 精度管理費係数の適用（国基）            精度管理費係数は、測量作業種別毎に適用することを原則とする。但し、空中写真測量における空中三角測量を使用する場合は、同時に使用する数値図化における同一縮尺の係数を適用するものとする。</p> <p>1-8 諸経費率等の扱い            1-8-1 諸経費率等の適用            (1) 諸経費率の適用については、測量業務、地質調査業務及び設計業務等のそれぞれの積算基準等に示すとおりである。例えば、測量業務と設計業務等を合併して積算し、発注する場合は各々の諸経費率等で算出し、合計して業務価格とする。            (2) 標準歩掛が適用できない業務を積算する場合は、当該業務に従事する技術者に適用される諸経費率を用いるものとする。（他の業務の積算基準に示されている諸経費率は適用できない。）            例えば、測量技術者を用いて積算した場合は、必ず測量業務の積算基準に示されている諸経費率等を用いることとする。</p> <p>1-8-2 公益法人等と契約する場合            公益法人等と随意契約する場合又は公益法人等のみを指名、もしくは公募条件とする場合の諸経費は、測量業務においては直接測量費（成果検定費を除く）、地質調査（解析等調査）においては対象額（直接調査費＋間接調査費）に諸経費率を乗じて得た額の90%を限度として算定する。</p> <p style="margin-left: 20px;">測量業務 諸経費＝直接測量費（成果検定費を除く）×諸経費率×90/100            地質調査 諸経費＝対象額（直接調査費＋間接調査費）×諸経費率×90/100</p>